

事例1 尾張東部権利擁護支援センター（NPO法人尾張東部権利擁護センター） （様々な主体に向けて定期的に広報・啓発活動を実施し、相談につなげている取組例）

センターの自主企画

住民向け

◆制度及びセンターの周知・啓発

成年後見セミナー（年1回・100名超規模）

◆制度について学ぶ

住民のための成年後見サポーター養成講座
（年1回・2日間の研修・数十名規模）

成年後見制度の基礎 / 後見人の役割 / 後見業務の実際（グループワーク）/
障害のある方の権利擁護支援 / 認知症の理解 等

行政・専門職向け

◆制度についての知識を深め合う勉強会（行政や福祉関係者）

行政・福祉関係者のための成年後見勉強会（年1回・100名程度）

尾張東部権利擁護支援センター事業報告 / 成年後見制度の活用事例の紹介

◆権利擁護について学ぶ（医療・法律・福祉関係者等）

専門職権利擁護研修会（医師会との共催・年2回・100名～程度）

医師による権利擁護に関する講演 / 家裁書記官による講義 /
他職種で一つのテーマを探るグループワーク 等

外部からの依頼

向住民

民生委員、自治会、老人会、行政OB会、ボランティア団体、
障害者親の会、年金者の会、認知症カフェ、地域づくりの会等

行政・専門職向け

ケアマネジャー連絡会、自立支援協議会、地域包括支援センター社会福祉士部会、障害者相談支援センター、MSW協会、圏域内の大学、医師会、介護保険事業者連絡会など多数

相談実績数
（H30.4～H31.3）

4,115 件



広報手段

リーフレット、ポスター、チラシ、メーリングリスト、電子連絡帳、回覧板、広報誌、
会報誌、新聞（地方紙）、福祉新聞、ローカルラジオ、ケーブルテレビ

事例2 権利擁護センターあじがさわ(鯉ヶ沢町社会福祉協議会) (金融機関を含む多様な主体に向けた広報活動の取組例)

平成31年4月、青森県鯉ヶ沢町・深浦町(2町計人口約18,000人)は共同で中核機関を整備(鯉ヶ沢町社協に委託)。中核機関の整備に合わせて、地域住民及び関係機関への広報活動を開始。

※吹き出しはアンケートに寄せられた参加者の感想

住民向け

◆制度及びセンターの周知・啓発

見守り研修会 (6回、計92人)

見守り、支えあい / 包括的な相談体制 / 権利擁護センターの取組 / 地域連携ネットワーク等



「制度の内容を知り、見守り活動に権利擁護支援を取り入れていく必要を感じました。」

福祉関係者向け

◆制度及びセンターの周知・啓発 (民生委員・児童委員)

民生委員児童委員協議会での説明 (2回、計73人)

成年後見制度の基礎 / 制度利用促進の体制整備 / 包括的支援体制 等



「裁判所等で手続きがあり、関わりにくいと感じていました。
これからは相談窓口を活用したいです。」

◆権利擁護支援について学ぶ (ケアマネジャー)

ケアマネジャー連絡会での説明 (1回、計13人)

地域連携ネットワーク / 成年後見制度と日常生活自立支援事業 / 権利擁護支援(演習) 等



「演習を通じ、法律的な支援が必要な場合、成年後見人等の役割が重要なことに気がきました。」

金融機関向け

◆制度及びセンターの周知・啓発

権利擁護支援研修会 (2回、計16人)

成年後見制度の基礎 / 中核機関の役割 / 地域連携ネットワーク / 権利擁護が必要な事例 等



「今まで気になっていた顧客の対応(暗証番号入力ミス等)について、権利擁護センターへ相談できるので安心です。」

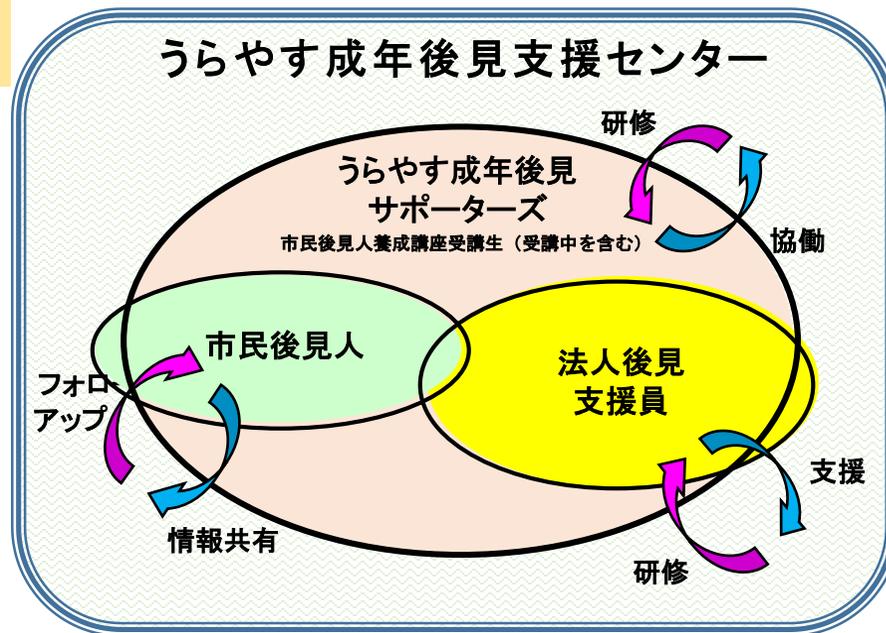
事例3 うらやす成年後見支援センター（浦安市社会福祉協議会） （市民後見養成講座受講生による地域住民や関係機関への周知活動の取組例）

市民後見人養成講座受講生（受講中を含む）が
成年後見サポーターズを組織、周知活動を実施

概要

- 開始時期 平成30年度
- 活動人数 19名（令和元年10月時点）
- 活動内容
 - ・ 成年後見紙芝居の出前講座（月1、2回程度）
→地域でのサロン、知的障がい者の親の会会合、民生委員会議等
 - ・ 地域包括支援センター職員、障がい者福祉施設職員、ケアマネージャー等の支援者向け研修への派遣
 - ・ 月1回定例会開催（必要な知識の確保等のための勉強会）

うらやす成年後見支援センターの取組みと活動イメージ



効果

- 時間的な制約等により市民後見人になることが難しい方も、「サポーターズ」としての活動に参加
- センター発信だけでなく、市民発信のPR活動であり、広報効果がアップ
- 活動者の口コミにより、センターへの相談者や講座受講生が増加



↑ 成年後見紙しばいの様子



↑ 質疑応答の様子

事例4 新宿区成年後見センター(新宿区社会福祉協議会) (社会福祉協議会が任意後見人となる事業の取組例)

■ 任意後見事業(平成30年4月～開始)

新宿区社協が法人として任意後見契約を締結。契約締結後、社協職員が定期的に見守り訪問を実施。判断能力が低下した場合には、家裁に任意後見監督人選任の申立を行い、任意後見契約に基づき支援。

■ 事業の内容

見守り訪問
(必須)

担当者が自宅を訪問(月1回)、健康状態や困りごとの確認(判断能力が低下した場合、任意後見監督人の選任申立てを検討)。利用料: ¥1,000/時間

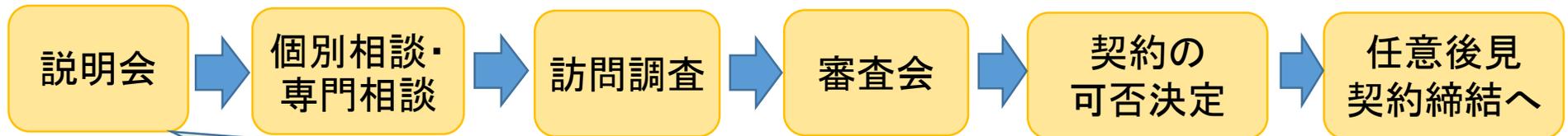
日常的金銭支払支援等
(任意)

判断能力は低下していないが、身体的に銀行に行ったり、支払を行ったりするのが困難な場合や、入院・入所中の支援が必要な場合。利用料: ¥1,000/時間

任意後見契約の締結
(必須)

判断能力が低下して支援が必要になれば、家裁に任意後見監督人選任を申立。監督人の選任後、新宿区社協が任意後見人としてあらかじめ締結した契約に基づき、本人の福祉サービス等の契約手続や財産管理を行う。
任意後見業務報酬: 契約書で定めた金額(管理財産額に応じて¥10,000~/月)
※別途、任意後見監督人の報酬あり

■ 事業利用までの流れ



「任意後見事業説明会」

⇒ 住民に向けて事業内容や利用方法等を丁寧に分かりやすく説明。年数回開催、1回当たり数十名が参加。